

社会福祉法人ばなな
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、特に女性職員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 6 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：職員に対する育児関連制度を拡充する。

〈対策〉

- 令和 4 年 5 月～ 職員に対する育児に関する制度について、既存制度の拡充等を行う

目標 2：育児休業を取得予定の職員及び育児休業から復職した職員に対するメンター制度を導入する。

〈対策〉

- 令和 4 年 5 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 4 年 5 月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和 4 年 6 月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和 4 年 6 月～ 制度導入、会議録などによる職員への周知

目標 3：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 7 日以上とする。

〈対策〉

- 令和 4 年 5 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 4 年 5 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 1 回行う
- 令和 4 年 6 月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 4 年 6 月～ 会議録などでキャンペーンを行う